

令和2年4月28日

保護者の皆様

京都市立藤ノ森小学校
校長 東原 幹人

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業期間の延長について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、またこの間、新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止についても、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、現在、政府による緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、京都府は「特定警戒都道府県」に指定されている状況にあります。これらの措置は、現時点においては5月6日までが期限となっており、4月28日時点では、国において指定の延長、または解除等が示されておりませんが、本市の感染状況が引き続き警戒を緩めることができない状態にあることや、5月7日以降の対応について、児童生徒や保護者等の皆様への周知期間を確保し、各ご家庭及び学校・園における準備を円滑に進めていく必要があるため、教育委員会において、当面、5月17日（日）まで臨時休業期間を延長し、更に、その後の対応については、政府による緊急事態宣言及び京都府による緊急事態措置の継続状況を踏まえ、改めて決定することが示されました。

そこで本校においても、下記のとおり臨時休業を延長しますので、ご連絡申し上げます。

記

1 臨時休業期間の延長について

（1）延長期間

臨時休業を、5月17日（日）まで延長し、以降の取扱いについては、今後、政府による緊急事態宣言及び京都府による緊急事態措置の継続状況を踏まえ、改めてお知らせします。

（2）特例預かり等の実施について

京都府が、緊急事態宣言の中でも「特別警戒地域」に指定されている現状を踏まえ、より一層、ご家庭でお過ごしいただくことへのご協力をお願いいたします。そのうえで、やむを得ずご家庭で過ごすことが難しい子どもたちに限り、特例預かりを実施します。

今回の臨時休業延長は、児童への感染拡大を防止するために行う特別な措置です。児童は原則として自宅で過ごし、人の集まる場所等への外出を避けていただく必要があります。特例預かりは、引き続き保護者や大人の方の送り迎えが必要となります。

※申込書は4月30日、5月1日の特例預かりに送迎された際等に職員室にお越しください。大人の方がお越しいただくようにお願いいたします。

2 臨時休業期間の対応等

- (1) 緊急事態宣言が京都府に発出されている趣旨も踏まえ、引き続き、期間中は不要不急の外出を控え、できるだけ子どもたちが自宅で過ごせるよう、各ご家庭でも指導してください。また、早寝早起きや栄養バランスのとれた食事等を意識した基本的な生活習慣を維持するとともに、適宜、保護者と一緒に散歩をするなど、戸外での軽い運動も行うようにしてください。
- (2) 学習面については、家庭訪問、郵便受けへの投函などにより、補助教材や学習プリント等を活用した学習課題をお渡しますので、計画的に家庭学習が行えるよう、各ご家庭でも、適切な指導をお願いします。
なお、家庭訪問を行う際には、事前にご家庭へ連絡したうえで、マスクの着用等、感染拡大防止対策を徹底します。
- (3) 4月7日付のお知らせ「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業期間中の健康管理について」に添付しております「健康観察票」をもとに、引き続き、子どもたちと一緒に健康観察に取り組み、子どもたちはもとより、ご家族の体調や健康管理、保健衛生意識の向上について意識を高め、実践していただくよう、お願ひします。
- (4) 以下の場合は、すみやかに学校（電話 641-6305）へ連絡してください。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- 御家族などが感染され、お子様や同居されている御家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた

市民・事業者の皆様へのお願い

京都市民行動指針

- 1 不要不急の外出、飲食を伴う会合、
の参加を自粛してください。
特に、お酒を伴う飲食の場での
感染者が増えています。



- 2 こまめな手洗いや咳エチケット、3密（密閉・密集・
密接）を可能な限り回避するなど「うつさない・うつらない」
ための行動を心がけてください。
また、家庭内での感染防止対策もお願いします。

- 3 職場での時差出勤やテレワークの推奨など、
通勤等による感染拡大防止措置を徹底してください。

- 4 小売店や飲食・サービス店舗等では、衛生管理の徹底は
もとより、近距離での行列回避など、感染対策の取組を
徹底してください。

- 5 発熱や咳などの症状がある場合は、
医療機関へ直接行かず、相談窓口やかかりつけ医に
まずは「電話で」相談してください。

- 6 子ども達の命、健康を最優先で守るため、社会的
インフラを支える仕事をされている方以外は、保育園、
学童クラブ、特例預り等の利用を自粛してください。

- 7 感染された方やその関係者への不当な誹謗中傷など、
人権侵害につながることのないよう、正しい情報に
基づいた冷静な行動を取ってください。

御自身はもとより、家族や大切な人を
守るために、市民一人ひとりが無症状でも
感染している可能性を認識し、
他の人に感染させない慎重な行動を
取っていただくようお願いします。



(京都市新型コロナウイルス感染症対策本部：075-222-3211)